

商工労働企業委員会会議記録

商工労働企業委員長 吉富 英三郎

1 日 時

平成31年3月11日（月） 午後1時04分から
午後3時05分まで

2 場 所

第6委員会室

3 出席した委員の氏名

吉富英三郎、後藤慎太郎、麻生栄作、油布勝秀、衛藤明和、尾島保彦、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工労働部長 高濱航、労働委員会事務局長 飯田聡一、企業局長 神昭雄
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第6号議案及び第15号議案については、可決すべきものといずれも賛成多数をもって決定した。
第5号議案、第14号議案及び第24号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
なお、継続請願34については、結論を得るに至らなかった。
- (2) 第16号議案及び第20号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) ドローンによる定期配送の実証実験結果について、平成30年度の企業局主要事業の実施状況について並びに平成30年の不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 長友玉美
政策調査課調査広報班 主査 後藤仁美

商工労働企業委員会次第

日時：平成31年3月11日（月）13：00～

場所：第6委員会室

1 開 会

2 商工労働部関係 13：00～14：30

- (1) 付託案件の審査
継続請願 34 四国電力伊方原子力発電所3号機の再稼働に反対する県議会決議を求めることについて
第 1号議案 平成31年度大分県一般会計予算
(本委員会関係部分)
第 5号議案 平成31年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算
第 6号議案 平成31年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算
第 24号議案 権利の放棄について
- (2) 合い議案件の審査
第 16号議案 大分県部等設置条例の一部改正について
第 20号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- (3) 諸般の報告
①ドローンによる定期配送の実証実験結果について
②企業誘致の状況について
- (4) その他

3 企業局関係 14：30～15：20

- (1) 付託案件の審査
第 14号議案 平成31年度大分県電気事業会計予算
第 15号議案 平成31年度大分県工業用水道事業会計予算
- (2) 諸般の報告
①平成30年度の企業局主要事業の実施状況について
- (3) その他

4 労働委員会関係 15：20～15：50

- (1) 付託案件の審査
第 1号議案 平成31年度大分県一般会計予算
(本委員会関係部分)
- (2) 諸般の報告
①平成30年の不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況について
- (3) その他

5 協議事項 15：50～16：00

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

吉富委員長 ただいまから、商工労働企業委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、前回からの継続請願1件、今回付託を受けました議案6件及び総務企画委員会から合議のあった議案2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより商工労働部関係の審査に入ります。

始めに、付託案件の審査を行います。

まず、請願の審査を行います。

なお、この際、念のため申し上げます。

今議会以後、任期中に本会議の予定がありませんので、本日の委員会が、一応、任期最後の委員会となります。よって、先例により、採択又は不採択以外は、いわゆる審議未了の扱いをすることとなりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、継続請願34四国電力伊方原子力発電所3号機の再稼働に反対する県議会決議を求めることについて、執行部の説明を求めます。

高濱商工労働部長 皆さまにおかれては、商工労働行政をはじめ県政の諸課題に対し、御指導、御鞭撻ありがとうございます。

本日は、付託案件5件、合議案件2件、諸般の報告2項目について担当課長より説明しますので、よろしくお願ひします。

まずは、請願から説明します。

田北工業振興課長 継続請願文書表の2ページをお開きください。

継続請願34四国電力伊方原子力発電所3号機の再稼働に反対する県議会決議を求める請願について説明します。

伊方原発3号機は、昨年9月25日の広島高裁における仮処分命令の取消決定を受け、10月27日に原子炉を起動し、原子力規制委員会による最終検査（総合負荷性能検査）が終了した11月28日に通常運転を再開しました。

四国電力では、愛媛県及び伊方町と締結している「伊方原発周辺の安全確保及び環境保全に

関する協定書」等を改定し、未使用の核燃料を発電所から搬出する際には県及び町に計画書を提出することを義務付けるなど、より一層、県及び町との情報連携を密にし、地域住民との信頼関係強化に取り組んでいます。

一方、山口地裁や福岡高裁での運転差止め仮処分申立てに関する審理が継続中であり、今後決定される司法の判断に注視する必要もあると考えています。

吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 この間新聞で見たんだけど、再稼働以来、ちょっとした事故等が起きているよね。どういう事故かというのが分かれば教えてください。原子炉そのものに影響が出るような大きな事故じゃないんだけど。

田北工業振興課長 1件は、消火用の5トンのガスを誤って放出したというのが2月にありました。後はちょっと今のところ、すみません、全ては承知していません。

堤委員 確かに再稼働はされましたけれども、ちょうど今日は3.11から8年目になりますね。例の福島事故についてもなかなか状況が把握できず、ようやくテレビカメラが入ってという状況の中で、原発そのものの安全性というのはなかなか認識ができないというのが私の実感なんですよ。

この前、委員会で視察に行った際にも、実際にその安全対策というのは非常に大きな声で言っていましたけれども、安全対策に対する安全というのは絶対あり得ないと思うんですね。これは絶対に安全、というのはないと思うんですよ。ですから確かに再稼働はされましたけども、最後に県議会として反対するという決議を上げたらどうかと私は思っています。ぜひ採択をよろしくお願ひしたいと思います。

麻生委員 まず、請願者の不安視に対して、現実には司法が判断して再稼働しているという事

実があるわけですね。司法判断も重いなということ。そういう状況にあって、これは所詮、公共料金じゃないですか。原発が再稼働することによって公共料金、電気料金そのものの動向がちょっと最近出ていますよね。その辺についてどういう状況か。

田北工業振興課長 九州電力では、最近電気料金の値下げというような報道をされています。そういう意味で、料金の値下げを検討をしているのは承知しています。

麻生委員 何と言うかな、紹介議員もいらっしゃるので、紹介議員にちょっとお尋ねしたいんですが、司法判断も非常に重要ですよ。だから、その司法判断の捉え方について紹介議員と請願者とでいろんな話をされていらっしゃれば、その辺のことも伺いたいというのが1点。それと、公共料金としての電気料金が多少上がっても違ったエネルギーを確保しなさいという方向なのか、上がるのもだめだよということなのか。

私は、市議会議員のときにいつか、何だったかな、変電所の建設問題で請願が上がって議論を交わしたことがあるんです。そのときも料金は上がっちゃいけない、変電所も造っちゃいけないというような議論で、願意はどこにあるのか、どちらを優先すべきかとかいう話もあったんですが、紹介議員と請願者との間でそういった確認が取れているところがあればちょっと教えていただければと思います。

堤委員 基本的には、請願者とは具体的にそういう話というのはまだないし、これが継続請願になったというのは請願者の方々はそれぞれ知っているわけね。仮にそれで取下げをするのであれば多分向こうから連絡がちゃんとあると思うんだけど、それがまだないということが一つ。つまり、この継続請願はぜひ採決してほしいという信念のもとでやっていると思う。

それともう一つ、司法の判断は、さきほども言ったけど、まだそれ以外にも司法判断を仰いでいるところがあるんです。最終的にこれが確定という状況じゃないわけです。差止め訴訟が一応この前の裁判で解除されたという状況です

が、ただ、これについて危険性があるという裁判は今継続してやっていますから、まだこれについて、安全だから大丈夫だ、司法判断が出たからいいんですよという判断は私たちは採っていないということが一つ。

それと、電気料金については、やはり総括原価方式、つまり利益も含めていろいろ計算していくらというように請求されるわけじゃないですか。その中に、九電の利益とかもろもろのやつも入っているわけですよ。だから、その中身を一つ一つ精査していけば、再生可能エネルギーが料金単価の中に入ったとしても、私は料金設定等を下げることは可能だろうと思います。あわせて、原発そのものを国がベースロード電源として位置付けている関係上、これが再稼働しちゃったから、結局再生可能エネルギーを差し止めなければならず、ちょっと発電待ちょくれと、売れませんかよとストップまでかけるような状況になっていますが、本来は逆ですよ。そういう立場からすれば、私はこの請願を採択していただきたいと思います。

麻生委員 3. 11のときに事故が発生して、各電力会社は安全確保のためにばく大な投資をしている。その段階での議論も政治として必要だったんでしょうけれども、利用者からそこについて、ストップがかかっていないのも事実だろうと思うんですね。そういう状況の中で、ばく大なコストもかかっているのに、それも必要ないよということになるんなら、やっぱり最終的な受益者の負担という部分も含めてもっとも議論をすることが必要だと思います。

今、堤委員がおっしゃったような問題もクリアにしていくことが必要なのは間違いないと思いますが、そういう意味では、まだ我々もそういう十分な審議をする判断基準を持ち合わせていないのも事実ですので、現時点では審議未了にせざるを得ないと。残念ながら、もう一度そういうことも含めて、紹介議員がいらっしゃるわけですから、汗もかいていただいて、請願の中身も含めていい議論ができれば幸いではないかなと私は思います。そういう意味で審議未了とせざるを得ないということで、意見として

申し述べておきます。

吉富委員長 ただいま麻生委員から、この請願に対しては審議未了という発言がありました。

（「私は採決を求めるという意見を言うたから、それもちゃんと言うてください」と言う者あり）さきほどの麻生委員の質問に対して、堤委員からはこれは採決をするべきだとの話がありました。麻生委員からは、これは審議未了として、新たな議会で取り扱うべきではないかとの話がありました。

そこで、お諮りします。

本請願は、審議未了扱いとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

吉富委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が可否を決します。

委員長は、審議未了扱いと裁決します。

では次に、第1号議案平成31年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

高濱商工労働部長 第1号議案平成31年度大分県一般会計予算のうち、商工労働部関係について説明します。

平成31年度商工労働部・労働委員会予算概要の1ページをお開きください。

31年度の商工労働部予算案の全体像について、説明します。

上の表を御覧ください。一番左の列、区分の商工労働部①ですが、左から2列目の予算額（A）欄にあるとおり、人件費が20億8,346万4千円、事業費が431億2,755万9千円、計が452億1,102万3千円となっています。

これを、平成30年度当初予算額と比較しますと、一番右の列の前年度対比の上から3行目にあるとおり、金額が71億4,185万3千円の減、率では86.4%となっています。

平成31年度当初予算は、いわゆる骨格予算として、人件費等の義務的経費や継続事業を中心に編成しています。今後はおおいた産業活力創造戦略2019を策定し、産業施策の方向性

を明示した上で、商工労働行政の諸課題解決のための事業を盛り込んだ肉付予算を編成したいと思えます。

主な事業の概要については、各課・室長から順次説明します。

河野商工労働企画課長 商工労働企画課の主な事業について説明します。12ページをお開きください。

小規模事業支援事業費13億1,677万円です。

商工会・商工会議所が小規模事業者に対して行う相談や経営革新、創業の支援など経営改善普及事業に要する経費を措置するものです。地域の購買力の低下や経営者の高齢化、人手不足など新たな課題、多様なニーズなどに的確に対応できるよう、経営指導員の増員等商工会・商工会議所の支援体制を強化し、伴走型支援により小規模事業者の持続的発展を後押しします。

加えて、経営指導員が巡回指導の際に、事業者の業種やニーズに応じた支援施策情報をスマートフォン等で効率的に検索し、その場で事業者を紹介するなど、効果的な伴走型支援を実現するための施策情報発信サイトを新たに構築します。

次に、13ページを御覧ください。上段、組合育成指導費1億1,379万9千円は、中小企業の組織化及び協同組合等の育成を促進するため、中小企業団体中央会が行う組合等の設立・運営指導などに要する経費について助成するものです。

来年度は、外国人技能実習生の受入れを目的とした組合の設立件数の増加を踏まえ、組合等による外国人技能実習生の円滑な受入れや技能実習の適正な実施を支援するため、中央会内に受入監理団体の協議会を設置します。監理団体が連携し、外国人技能実習制度に関する講習会の開催や技能実習実施の優良事例の共有などを行うことで、県内監理団体全体の質の向上を図るとともに、経営指導員を1名増員し監理団体に対する巡回指導や企業と監理団体のマッチングを行うなど、中央会による監理団体の支援体制を強化します。

稲垣経営創造・金融課長 経営創造・金融課の主な事業について説明します。18ページをお開きください。

中小企業金融対策費、いわゆる県制度資金に関する予算286億8,869万6千円です。

中小企業・小規模事業者の資金繰り支援には、引き続き万全を期す必要があります。今回は骨格予算ということで、来年度の県制度資金の新規融資枠については、19ページの事業概要欄の表の一番下、計の右側にあるとおり、今年度の半分の350億円を確保することとしています。

また、18ページの事業概要欄の表の中段から下段にあるとおり、来年度は新たに、大規模な経済危機等の発生時において資金繰りを支援する「危機関連融資」や、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援する「先端設備等導入融資」、訪日外国人旅行者の利便性向上に取り組む観光関連事業者を支援するための「キャッシュレス決済導入融資」を創設することとしています。

さらに、創業や事業承継の資金について、利率及び保証料率を引き下げる予定です。

次に、21ページをお開き願います。

事業名欄の上から2番目、経営革新加速化支援事業費3,800万円です。

この事業は、新商品の開発や新サービスの提供等県内中小企業が行う経営革新への取組を支援するため、販路開拓、商品改良等に係る経費に対し、補助率2分の1、150万円を限度に助成します。また、新たに小規模事業者枠を創設し、補助対象経費に設備等購入費を追加するとともに、補助率を3分の2にかさ上げた上で、100万円を限度に助成することで、小規模事業者の支援強化を図ります。

田北工業振興課長 工業振興課の主な事業について説明します。32ページをお開きください。

事業名欄の上段、自動車関連産業企業力向上事業費3,654万4千円です。

この事業は、地場自動車関連企業の底上げを図るため、大分県自動車関連企業会を中心とした技術力向上、受注獲得機会拡大等の取組を支

援するとともに、自動車メーカーの技術者などを招いて設置したプロジェクトチームによる生産性・品質管理向上や現場改善、マッチング等、個別集中支援を行うことで、県内自動車産業の中核を担う地場企業の育成を図る経費を助成するものです。

自動車産業は、自動車の急速な電動化の進展等により、電子・電装部品が増加するなど大きく変化しています。県内企業が、このような流れに乗り遅れることのないように、自動車の電動化の現状や今後の展開等の情報を学ぶ次世代自動車研究会を開催し、今後必要となる知識や技術などを習得することとしています。

高野新産業振興室長 新産業振興室の主な事業について説明します。37ページをお開きください。

事業名欄の一番下、知的財産活用推進事業費327万7千円です。

この事業は、知的財産を取り巻く環境変化に対応し、より適切な活用を促進するため、今年度新たに策定した大分県知的財産総合戦略に基づき、企業経営者等を対象としたセミナーの開催や、大企業等との連携による特許の活用に向けたビジネスマッチングを行うことで、県内企業の知的財産の積極的な取得や利用を推進するものです。

これら知的財産施策を進めていくことで、本県の産業競争力の強化と地域経済の活性化を図ります。

安藤情報政策課長 情報政策課の主な事業について説明します。49ページをお開きください。

事業名欄の一番上、おおいIoTプロジェクト推進事業費5,399万4千円です。

この事業は、大分県版第4次産業革命「OITA4.0」の実現を目指し、IoTやAI、ロボットやビッグデータといった先進的技術を活用したビジネスを創出するため、大分県IoT推進ラボを設置し、有望なプロジェクトの支援等を行うものです。

具体的には、地域の課題解決に資する先進的技術を活用し、かつ、ビジネス性を有するプロジェクトに対する助成のほか、オープンデータ

の活用事例創出アイデアコンテストや、県内外の取組事例等を紹介し県内企業のIoT導入を促すフォーラム等を開催します。

次に、その下、IT人材確保支援事業費1,442万2千円です。

この事業は、「OITA4.0」の基盤となるIT人材の確保育成を図るため、若い世代から社会人まで、世代に応じた施策を実施するものです。

具体的には、小中学生プログラミング体験教室や高校生向けのIT業界説明出前授業などによる人材の育成、即戦力となるIT技術者育成事業への支援や、県内外のIT人材の交流促進などを通じた人材の確保に取り組みます。

また、IoTの進展等により必要性が増している情報セキュリティ人材を育成するなど、県内企業が安全にITを活用し、産業の活性化につなげていくことができるよう支援します。

佐藤商業・サービス業振興課長 商業・サービス業振興課の主な事業について説明します。55ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目の宿泊施設集客力強化事業費3,038万3千円です。

この事業は、ラグビーワールドカップ大分開催などを契機とした宿泊施設の集客力強化を図るため、多様な旅行ニーズに対応した受入環境の整備やウェブページの改善を支援するものです。

受入環境の整備では、例えば、台湾など海外でも人気のあるサイクルツーリズムに対応するための専用駐輪場の整備や、登山を希望する旅行者に対する貸出し用登山用具の購入など、魅力のある宿泊施設づくりを支援します。

また、ウェブページの改善では、誘客に結びつくウェブページ作りに関する講座の開催やその実践に対する補助を行います。なお、ウェブページ作りに対する補助については、事業効果を高めるため、クリエイターの活用を要件としています。

次に56ページをお開きください。

事業名欄一番上のキャッシュレス化推進事業費600万円です。

この事業は、訪日外国人の消費を確実に取り込むとともに、県民の利便性向上及び県内の中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るため、キャッシュレス化に向けた取組を実施するものです。

具体的には、飲食・宿泊事業者等のキャッシュレスの導入促進を目的としたセミナーを開催するとともに、キャッシュレス決済の利便性や安全性等に関する新聞広告を掲載することにより、県民のキャッシュレス決済の利用促進を図ります。

次にその下のナイトタイムエコノミー活性化事業費1,987万9千円です。

この事業は、訪日外国人等による消費拡大を図るため、観光関連産業の夜間営業拡大に対応した公共交通機関及び観光案内サービスを確保するとともに、その経済効果を検証するものです。

具体的には、湯布院一別府間及び別府駅と鉄輪エリアを結ぶ夜間観光バスの運行や、別府駅及び鉄輪エリアにおいて夜間観光案内サービスの提供を行うとともに、夜間観光の経済効果等に関する調査・公表を行い、さらなる取組拡大につなげていきたいと考えています。

なお、実施時期は、夏休み期間の8月及びラグビーワールドカップ開催期間である9月下旬から10月下旬の計2か月を予定しています。**渡辺企業立地推進課長** 企業立地推進課の主な事業について説明します。64ページをお開きください。

事業名欄の上から4番目、企業立地促進事業費14億8,825万7千円です。

この事業は、誘致企業に対して、投資額と雇用人数に応じて補助を行うものです。

後ほど諸般の報告において詳しく説明しますが、平成30年度の本県における企業誘致の状況は、2月末時点で56社となっており、過去最高であった昨年度を更新している状況です。

今後も戦略的な誘致活動を行い、これまで集積の進んでいなかった地域も含め、企業誘致を進め、地方創生の実現を図ります。

次に同じページの一つ上、離島等サテライト

オフィス整備推進事業費 5 千万円です。

県内の企業立地状況については、自動車関連企業の集積する県北地域や交通アクセス等の面で有利な大分市等への進出が増加傾向となっている一方で、離島や山村地域等の条件不利地域では、誘致が伸ばせない状況にあります。

このため、県では昨年度から、情報通信網を活用することで場所にとらわれない働き方が可能な I T 関連企業などのオフィス系企業の誘致に積極的に取り組み、姫島への誘致にも成功しています。昨年 9 月には国東市が本事業を活用して整備を行ったサテライトオフィスに、I T 企業 1 社が進出しました。

来年度も本事業により、条件不利地域等でのサテライトオフィスの整備を引き続き支援します。

中山雇用労働政策課長 雇用労働政策課の主な事業について説明します。82 ページをお開きください。

事業名欄の上段、県北自動車関連産業女性活躍推進事業費 2 3 5 万 9 千円です。

この事業は、特徴ある地域づくりの実現に向けた取組として、北部振興局管内において、主要産業の一つである自動車関連産業で女性が働きやすい職場づくりを進めるものです。

具体的には、振興局管内の自動車関連企業や就労への意欲がある女性を対象とした実態調査や意識調査を行います。また、女性雇用やキャリアアップ等に関する先進事例を紹介する意識改革セミナーを企業向けに開催することで、企業における女性活躍を促進したいと考えています。

次に、事業名欄の下段、外国人労働者受入対策支援事業費 2 7 1 万 1 千円です。

国における新たな在留資格の創設により、県内においても外国人労働者は今後さらに増加することが予想されています。この事業では、県内企業における外国人労働者の円滑な受入れや、適正な雇用管理を促進するため、関係制度の周知・啓発等を目的とした雇用対策セミナーを開催します。また、昨年末に設けた「大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策協議会」の

開催などを通じ、市町村とも密に連携を取り、外国人労働者が働きやすい環境づくりを進めたいと考えています。

第 1 号議案平成 3 1 年度大分県一般会計予算のうち商工労働部関係の説明は以上です。

吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 まず 18 ページの中小企業金融対策費の関係で、危機関連融資については大規模経済危機という説明があったけれども、どんな融資制度かということを少し教えてください。

それと、56 ページのキャッシュレス化推進事業費は、旅館とか飲食店のキャッシュレスなんだけれども、これは私はちょっと質疑でも質問したんですけど、ポイントの関係。キャッシュレスの場合、当然飲食店であれば店内は 10 %とか、外やったら 8 %とか、またそれによって、大きな会社と小さな飲食店ではポイント還元率とかいろいろ違うでしょう。そういうのも対応した機械という意味。それとも、どういう機械を想定しているのかなというのが二つ目。

三つ目が、企業立地促進事業費。14 億円になっているんだけれども、これは何社ぐらいの目標なのか、3 点教えてください。

稲垣経営創造・金融課長 前回リーマンショックがあったときに、当時の政府の対応として、セーフティネット保証 5 号ということで業種を指定して、対象業種を拡大しながらセーフティネットをかけていった経緯があります。結果的に、全産業をカバーしたんですけど、カバーするまでに 1 年半かかってしまったと。そういったことで時間がかかり過ぎたということを踏まえて、今回、大規模な経済危機が起こって信用収縮が起こる状況になると、経済産業大臣が告示で信用収縮を指定した上でセーフティネットを発動するという保証制度を国が定めましたので、それにあわせて県制度資金を設けようというものです。

堤委員 ということは、大臣が指定をするという状況になったときに初めてこの枠が生きてくるということになる。それ以外のときはその枠は使われない——枠はどうなるの。活性化資金

の中の枠やろう。融資する額というのは枠で決まっているの、それとも活性化資金全体を使ってもいいわけ、ちょっとそこら辺を。

稲垣経営創造・金融課長 制度自体はあくまでも経済産業大臣が告示して初めて発動されるもので、その枠は今、活性化資金の中に入れていきますので、そのときに応じて活性化資金の全体の枠の中で、大規模であればその枠を有効に活用して融資を発動するというスキームになっています。（「分かりました」と言う者あり）

佐藤商業・サービス業振興課長 キャッシュレスのポイント還元については、国の制度で行っているものです。一方、県が今取り組んでいるのは、大分県の優遇プランを年末に作って、今はもう商工会議所、商工会連合会共にそのプランを周知していただいている。そして今回の事業は、それをもっとより深く広く伝えていきたいという事業です。ということですので、ポイント還元については、国が今やっとなり決済事業者を募集しているという状況で、詳しいことについては今のところはまだ分かっていないというのが現状です。

ただ、私どもとしては、今やっている優遇プランが引き続きこのポイント還元、消費税対策に乗れるように対応は考えていくという方針です。

堤委員 優遇プランは大体、これもやっぱり9か月間。

佐藤商業・サービス業振興課長 一応決済事業者については来年度末までを考えています。

堤委員 結局そうなってくると、考えたら10月でしょう、7か月しかないわけね。国の動向はいまだに決まっていないと。県とすれば、発表されると同時に飲食店業者に指導できますか。商工会議所を通じてでもできる自信はある。

高濱商工労働部長 補足ですけど、我々が今認識しているのは、ポイント還元と消費税の考えは全く別でして、ポイント還元は、別に店の人がこの人はこのカードで買ったからポイント何%バックという判断をする必要はなくて、カード会社が、例えば、私がVISAでクレジットを切ったら、決済事業者から直接ポイントバック

される仕組みになっていますので、このキャッシュレスのポイントバックに関しては、お店の方がこの人には何%バックとかというのを入れ込む必要はないと認識しています。

堤委員 出前とかそれぞれキャッシュレスの端末を持って出るやんか。出前の場合には8%になるでしょう、それはどうやってじゃあ——それは業者が全部せないかんけど。

高濱商工労働部長 例えばVISAカードで買ったなら何%バックとかというのは国で決まって、私がある場でVISAカードで買うと、勝手にこのカードに決済事業者から直接ポイントが入ってきます。ポイントバックという形で。100円を支払うんですけども、5ポイントというポイントが別途自分のクレジットカードのポイントとして入ってくる仕組みになっていて、そこの出前の人が出たりする必要は一切ないと。ただ、このクレジットカードじゃなくて別の端末でやったら、また別のポイントを決済事業者がポイントバックする。

堤委員 決済の信販会社のカードによってポイントが違ってくるの、違うやろう。

高濱商工労働部長 今、我々が聞いているのは、例えば、今PayPayとかが何%、何円バックという形でやっています。あれと同じようなものでして、（「えっ、全然違うよ」と言う者あり）決済をしたときに、結局は決済事業者がこの人に対してポイントバックをする。その原資のお金を国が決済事業者に入れる。（「いやいや、それは分かっちゃるんですよ」と言う者あり）

堤委員 買う場所、買う品物によってポイントが全部違うわけやろう。これはカードは関係ないやん。

佐藤商業・サービス業振興課長 国からの補助は、中小、小規模については5%バックしますと。そしてあと、フランチャイズ店については2%バックしますと、この2通りしかないんです。

堤委員 それは飲食店以外の場合で、小売店は、小さなお店と大きなお店ではポイントの還元率が違うやろう。10%で小さな商店で買えば5

ポイント付いたりするやろう。しかし、大型店で買えば2ポイントしか付かんやろう。（「まあフランチャイズであれば2%、そうです」と言う者あり）うん、2%やろう。だけんそこを国が言っているわけ、小さな小売店で、中小業者でキャッシュレスで買えば5%つきませとことやった。そういう状況で、カードで決めるというところを初めて今聞いたんだけども。

佐藤商業・サービス業振興課長 カードではなくて、率としてはもう5%と2%と決まっていますので。

それで今、委員がおっしゃっているのは、恐らく軽減税率の話だと思うんです。10%と8%は軽減税率の話で、こっちはキャッシュレスの還元の話なので、中小は5%還元します。フランチャイズは2%還元します。決済はこの2通りしかない。

堤委員 その複数税率の問題が入ってくると、そういう意味じゃ、何通りものポイント還元になってくるわけやから、小売店の人や業者や信販会社に元々そんなことができるのかなと思ってね。非常に難しいと思います。後ろの職員が詳しくさうだけど。まあいいや、これはこの事業の問題じゃないから後でいいです。じゃ、次。

渡辺企業立地推進課長 企業立地促進事業費の内訳としては、現在32社を予定しています。うち製造業系が17社、オフィス系が15社と想定しています。

麻生委員 骨太と言いながら骨格予算ですけれども、この予算によって産業政策並びに雇用政策を実施して、結果として大分県民の一人当たり県民所得をどこまで持っていけるのか、製造業出荷額とか、一人当たりの雇用賃金とか、いろんな目標指標があると思うんです。今年度の当初予算のときにも指摘したんですけど、今回もそういう部分での説明が全くなされなかったの、その辺りがどうなっているのか。これで一人当たり県民所得が結果としてどこまで伸びていくか、全国平均よりまだ10ポイント低いわけですけれども、この予算をやることによって、どれくらい引き上げられるという目標指標

を設定してこの予算を組まれたのか伺います。

河野商工労働企画課長 県民所得がどのくらい伸びるかというところはいろんな要素もあると思いますので、実際にはそこを目標にはしていません。プラン2015の中でKPIなどを定めていて、そのところは指標にはしていませんけれども、様々な施策を打って、それぞれの指標を高めていくことで（「要はないんやろう」と言う者あり）はい。

麻生委員 私が以前この商工労働企業委員会に所属していたときに、そこが問題だと指摘しているんです。米田部長のときは、そのプランの策定時にいろんな目標指標をしっかりと構築した上でやっていくということで、以前は、プランの目標指標をさきに説明していたんですよ。この常任委員会で、予算案の説明のときにさきに説明して、それから具体的施策の説明があったんです。それが今もう全くななくなっているから、いい加減な予算組みになっているという気もしているの、だから言っているんです。

それはそれでちゃんと認識して、一番の課題である一人当たりの県民所得——いろんな目標指標はあるんでしょうけれども、人口減少の歯止めと県民の元気を取り戻すということでは、県民所得が大きな一つの目標指標であることは間違いないわけであって、それが対前年でどこまで行くかといったこと、当然それには産業連関表の財・サービスやもろもろの資金循環の流れもどうなっていくか、滞留時間をどれくらい伸ばすかとかの目標指標があってしかりなんだけど、そういった部分が商工労働部の予算の説明の中で冒頭に出てきてほしいわけ。そういう意識を持って事業をやってほしいということを要望としてまず申し上げておいて、具体的な部分で何点か質問します。

55ページの宿泊施設集客力強化事業費の中で、クリエイターの活用と言っていたんですが、クリエイターなんか言い始めるとほとんど県外に持っていかれる可能性があるんですが、このクリエイターの条件をどう考えているのか伺います。

それから、ナイトタイムエコノミー活性化事

業費について、当然時期の説明もありました。一方で働き方改革とか人手不足という現実の問題があるわけで、今回の予算案の積算根拠として、働き方改革と人手不足についてはどのような形で、ちゃんと時間外勤務とかそういったものも見込んで積算しているのか伺います。

それから、58ページの地場産業振興対策事業費と伝統的工芸品産業振興事業費について、今回ラグビーワールドカップが開催されるということで、欧米からの観光客に対するいろんなアプローチがよく出てきているんですけども、この伝統的工芸品産業振興と地場産業振興というのは対前年とほぼ変わらないぐらいしかありません。この垣根とか、さきほど申し上げた欧米からの観光客をターゲットにした部分で、具体的にどういう伸ばし方をどこまでこの予算で行おうとしているのか伺います。

佐藤商業・サービス業振興課長 まず1点目の宿泊施設集客力強化事業費のクリエイターの活用については、今県でクリエイティブプラットフォームをやっていただいているBEPPU PROJECTがあります。そのクリエイターを活用することを今考えています。

2点目のナイトタイムエコノミーの件ですが、これについても、今委託で実施することを考えていて、一つは公共交通機関、バスの運行ということなのでバス会社で。もう一つは、観光案内所サービスの夜間延長をやっていただくということで今考えていて、そこについては積算の中で時間単価を設定して積算をしているところです。

それと、伝統的工芸品、地場産業のところですが、地場産業については、この事業の中では県産品について、物産協会とデータベースを変えていくという事業の構築をしていて、後は物産観光館に対する負担金等の計上をしているところです。

麻生委員 まず、クリエイターについては、国民文化祭もやったので、障がい者とかいろいろな視点も盛り込んで、必要な分については肉付けも含めて考えてほしいということを申し上げます。

それから、ナイトタイムエコノミーに関しては、現実問題としては、バスの運転手にしても案内所にしても、恐らく残業でしか対処できないんじゃないかという思いがしているわけです。だから、委託と言いながら、その枠だけでやると単価的な部分が本当にそれでいいのか、もうちょっとそこを詰めて確認して、必要な部分については肉付け予算もしっかり取って、働き方改革、人手不足に逆行しないような実のある予算にしてほしいということを伝えておきたいと思えます。

それから、地場産業と伝統的工芸品というのは正直言って、言っていることもやっていることもほとんど変わらないというような印象を受けたので、地域資源をもっともっと生かしていくような——やっぱり予算段階から力を入れて、もっと早くから準備しておかなければならなかったことだろうと思うんですね。ここは肉付けを含めて伸ばしていく必要があるかと思えますので、そのことを指摘しておきます。

吉富委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 ほかに御質疑等もないようですので、これをもちまして質疑を終了します。

なお、採決は労働委員会の審査の際に一括して行います。

次に、第5号議案平成31年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

稲垣経営創造・金融課長 第5号議案平成31年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算について説明します。

商工労働部・労働委員会予算概要の2ページをお願いします。特別会計の表があります。

表の左から2列目、予算額(A)欄の一番上にあるとおり、本特別会計の歳入歳出予算額は、それぞれ5,146万9千円です。

中小企業設備導入資金特別会計は、中小企業者が連携・共同して経営基盤の強化に取り組む事業に対し融資を行う高度化資金の貸付事業に係るものです。

続いて、83ページをお願いします。

事業名欄の一番上、高度化資金貸付金1, 722万6千円は、中小企業者の集団化、共同化など、高度化事業を進めるための資金を融資するものです。具体的には、九州各県のガス会社で構成される事業協同組合が、地震対策として耐震性の高いガス管に取り替える事業に対し、その事業費の一部を貸し付けるものです。

次に、その下の償還金598万1千円及びその下の繰出金2, 477万9千円は、高度化資金の貸付先である事業者からの償還金について、中小企業基盤整備機構への償還及び県の一般会計への繰出しを行うものです。

吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉富委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案平成31年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

渡辺企業立地推進課長 第6号議案平成31年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算について説明します。

商工労働部・労働委員会予算概要の2ページにお戻りください。

予算額(A)欄の上から2番目にあるとおり、本特別会計の歳入歳出予算額は、それぞれ53億9, 103万円6千円です。

続いて、87ページをお開きください。

事業名欄の上段、流通業務団地造成事業費6億7, 878万7千円は、流通業務団地における安全・防災・環境対策などを行うとともに、起債償還のために減債基金への積立てを行うものです。

また、下段の公債費47億1, 224万9千円は、起債借入金の利子の償還に加え、起債元金の償還を行うものです。

吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 財産収入は予定という話は当然聞いているんだけど、何区画ぐらいの考えでこれぐらいなのか。

渡辺企業立地推進課長 今のところ3区画を予定しています。

堤委員 その引き合いはどうかということと、あと起債残高を教えてください。

渡辺企業立地推進課長 引き合いはかなり来ていますので、頑張って目標を達成したいと思っています。

起債残高ですが、申し訳ありません、起債残高の今回のを全部入れた後、30年度末……

堤委員 確定しているものでいいわ。30年度末の方がいい、分かりやすいわ。（「現時点」と言う者あり）現時点で。（「現時点では分らんやろ」「30年度末はまだ出とらん」「ほぼ確定しとるな」と言う者あり）

渡辺企業立地推進課長 起債の30年度末現在が87億1, 900万円になります。それに今回繰上償還を47億円するということです。

吉富委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

堤委員 あくまで当初予算なので、これまで補正予算で実際に売却したときには、私は反対はしませんでした。元々流通業務団地は塩漬け土地というのがずっと長く続いちゃってなかなか売れていない。元はと言えば反対という意味もあって、これが売れたら、また来年、賛成します。よろしくお願ひします。ただ今回は反対します。

吉富委員長 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者挙手〕

吉富委員長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案権利の放棄について、執行部の説明を求めます。

稲垣経営創造・金融課長 第24号議案権利の放棄について説明します。

委員会資料の1ページをお開き願います。

この議案は、中小企業者が経営基盤の強化を図るために共同で取り組んだ事業に対して融資を行った中小企業高度化資金貸付金に係る債権のうち、貸付先等からの回収が不能となっているものについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく権利放棄の議決をお願いするものです。

まず、1の貸付実績及び未収債権の状況ですが、中小企業高度化資金の貸付実績は件数で252件、金額で約451億5,302万円となっており、このうち、平成31年1月末において、7件、約9億5,382万円が未収となっています。

今回権利放棄をお願いする案件は2(1)に記載しているとおり、佐伯市の協同組合直川ショッピングセンター、放棄する債権額は6,379万5,607円です。なお、当該債権には、返済が遅れたことにより発生する違約金が含まれており、内訳は、元金6,146万2,700円、違約金233万2,907円となっています。

放棄の理由としては、(2)に記載しているとおり、主たる債務者の倒産、連帯保証人の無資力等により回収が不能となったためです。

債務者の状況としては、(3)に記載しているとおり、主債務者については倒産、担保については全て処分済み、連帯保証人についても無資力又は破産による免責許可が確定している状況であり、いずれも3(1)、(2)に記載の債権放棄の基準に合致しています。

今後の未収金については、3(3)に記載のとおり、貸付金の原資が県民の税金であることを強く認識し、引き続き回収に努めます。また、今回同様に回収不能な状況に至った場合は、債

権管理の効率性から権利放棄等による債権の整理を進めたいと考えています。

なお、参考資料として、次のページに中小企業高度化資金貸付制度の概要を添付しています。

吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 担保物件は全て処分済みと書いているでしょう。これは償還額の中にどれくらい入っている。

稲垣経営創造・金融課長 900万円ほど入っています。

吉富委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉富委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、合い議案件の審査に入ります。

まず、総務企画委員会から合い議のありました第16号議案大分県部等設置条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

河野商工労働企画課長 第16号議案大分県部等設置条例の一部改正について、説明します。

委員会資料の3ページをお開きください。

部等設置条例は、知事の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務を定める条例で、来年度の組織改正に向けて、所要の改正をお願いするものです。

2改正内容の(1)はラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などのインバウンド拡大の好機を捉え、ホテル・旅館業をはじめとする観光関連産業の振興を図り、観光振興を産業政策として重点的に推進するため、現在、企画振興部が所掌している観光に関する事項を商工労働部に移管するとともに、商工労働部を「商工観光労働部」に改称します。

(2)は、商工労働部の改称に伴い、関係する審議会条例の規定を整備するものです。

3 施行期日について、商工労働部の改称は統一地方選挙後の人事異動とあわせて行うこととしており、具体的な期日については、別途、施行日を定める規則を制定し、施行したいと考えています。

吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉富委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、総務企画委員会から合い議のありました第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

高野新産業振興室長 第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について説明します。

委員会資料の4ページをお開きください。

計量関係事務手数料の改正について、説明します。

1 概要ですが、産業科学技術センターでは、計量法に基づき、取引や証明に使用する特定計量器の検定や定期検査、立入検査等に関する業務を実施しています。

このたび、2改正理由にありますように、平成31年4月以降、県内企業が抵抗体温計、具体的には電子体温計を製造開始することになりました。抵抗体温計は特定計量器に該当することから、製造する場合には計量法に基づく県の検定を実施する必要があるため、検定の項目に抵抗体温計を新設するものです。

具体的には、3改正概要のとおり、検定手数料の中に抵抗体温計の項目を新設します。手数料

料の額は、検査に係る人件費、消耗品の積算により設定した金額になります。

なお、施行期日は、平成31年4月1日としています。

吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 抵抗体温計をさっき電子体温計と言いつつたけども、電子体温計って今ないんですかね。

高野新産業振興室長 大分県では、抵抗体温計の製造が今回初めてということで、新たに条例に入れようと考えています。（「製造やけん。はい、いいです」という者あり）

吉富委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉富委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

高野新産業振興室長 ドローンによる定期配送の実証実験結果について報告します。

委員会資料の5ページをお開きください。

県では、大分県版第4次産業革命”OITA 4.0”の取組として、IoTやAI、ドローンなどの先端技術に挑戦し、その技術を活用して地域課題を解決することに取り組んでいます。

今年度も2月7日から3月1日にかけて、佐伯市宇目で、過疎山間地の買物弱者支援を目的としたドローンによる荷物配送の実証実験を実施しました。

今回の実証実験の主な特徴は、お手元の資料の表題に記載している3点です。

一つ目は携帯電話通信を利用すること、二つ

目は補助者なし目視外飛行を行うこと、三つ目は毎週1回、1か月間にわたって定期的に配送することです。

ドローンを目視外で飛行させる場合、国の承認を得るためには補助者を配置しなければなりませんでしたが、昨年9月に国が補助者を配置せずに目視外飛行させる場合の承認要件を新設したことから、早速実証実験に取り入れました。資料の右側に記載していますが、この「補助者なし目視外飛行」による荷物配送の取組は全国3例目で、地場企業が開発した機体やシステムを用いて行う実証実験は全国初の試みになります。

実証実験は毎週木曜日に計4回実施し、住民からの注文による温かい弁当やお茶の配送、複数店舗の商品をまとめて配送、単一バッテリーでの往復飛行・機体システムの検証など、機体面とサービス面の双方から課題検証を行いました。参考までに4回の実証実験の様子を次のページに記載しています。

今後はこれら検証結果を踏まえ、毎週1回配送する定期便としての課題の洗い出しを行い、来年度以降のドローン宅配等の実用化に向けた取組につなげます。また、ドローンを活用する県内企業と共に、地域課題の解決や県民生活をより豊かにする活用例の創出に取り組んでいきます。

渡辺企業立地推進課長 企業誘致の状況について報告します。

委員会資料の7ページをお開きください。

始めに、表の右から2番目の30年度の列を御覧ください。下から3行目、合計（社数）欄のとおり、今年度は2月末日までに56件の企業誘致を行っています。これは過去最高の誘致件数だった昨年度の55件を既に超えています。

また、同じ列の下から2番目、雇用者数は1,474人と、2年連続で千人を超えています。その下の投資額64.7億円は昨年度から約100億円増加しており、雇用創出や経済の活性化など地方創生に大きく貢献しているものと考えています。

業種別についてですが、上から4行目の精密

機械が昨年度の3件から12件へと伸びたのは、好調な半導体関連業界の新增設によるものです。また、表の中ほどに情報通信が8件ありますが、国東市のサイクリングターミナルを活用したサテライトオフィスに進出したIT企業やオフィス系企業としては県内初となる外資系企業の進出などです。本県の強みである自動車や半導体関連のみならず、幅広い業種の企業に進出いただきましたので、多様な人材の活躍の場が創出できたものと考えています。

次に、8ページをお開き願います。

市町村別の誘致件数についてです。表の右から2番目の30年度の列を御覧ください。上から5行目の自動車関連企業が集積する北部地域は18件と、引き続き自動車関連の新增設があり好調でした。11行目の東部地域は姫島村に誘致できませんでしたが12件と伸びています。16行目の中部地域も19件と伸びていますが、大分流通業務団地の分譲の好調さが要因となっています。南部、豊肥、西部でも新增設はありましたが、他地域ほど好調ではありませんでしたので、引き続き大きな課題と考えているところです。

企業誘致は、県経済の活性化、大分県版地方創生にとって重要な取組と考えています。経済動向を注視し、企業ニーズを先読みしながら、引き続き自動車や半導体関連をはじめとした製造業の誘致を進めるとともに、県内に幅広く立地が図れるよう条件不利地域等へのサテライトオフィスや、大分県版第4次産業革命の発展などに資する多様な業種の企業誘致にも全力で取り組みたいと考えています。

吉富委員長 ただいまの報告について、質疑等はありませんか。

堤委員 企業立地の関係で、この十数年間で432社入っているよね。このうち、立地補助金が出ている企業数というのはどれぐらいあるの。

渡辺企業立地推進課長 ちょっと今、手元に資料がありませんので、後ほど資料を御提供させていただけたらと思います。

尾島委員 昨年は自動車関連企業の進出が非常に多かったということで、新規進出よりも増設

が非常に多かったと聞いているんですけど、今年、全体的な企業進出の中で、増設とまるつきり新規の進出の割合というのはどのくらいなんでしょうか。

渡辺企業立地推進課長 パーセンテージがちょっとすぐには出ないので……（「おおむねで結構ですけど」と言う者あり）おおむねで言いますと……（「後でもらおうか、もしあれだったら」と言う者あり）申し訳ありません、さきほどの件とあわせて提出させていただけたらと思います。

吉富委員長 よろしくお願ひします。ほかはよろしいですか。

麻生委員 ドローンによる定期配送の実証実験は、1集落の公民館の前と定点とでやったんでしょうけど、もう来年度から実施できるような方向でやっているわけでしょうから、人件費とかもろもろは当然計算しているだろうし、課題とか損益分岐点、どのくらいギャップがあるとか、もうちょっとその辺の課題と言うか、どれくらいの損益のギャップがあるのか分かれば教えてください。

高野新産業振興室長 2月に週1回木曜日に実施して2月末まで続けており、今ちょうど課題の洗い出しをしているところです。

確かに、委員がおっしゃるとおり、今回は技術的な実証という形でやったんですが、今後はコストの面とか需要の面とか、そういったところも検討していきながら、実用化に向けて具体的な掘り下げをしていきたいと考えています。

麻生委員 受益者負担といった部分で考えると、恐らく現状としては、この程度の量と回数ではもうとてもじゃないけど合わないだろうなど。

（「合わんじゃろうなあ」と言う者あり）それを実践するには、さらにどういった改良があるのかとか、もう次なるものを考えておかないといけないだろうし、一番の問題は、事業者が誰を想定して実験をやっているかも分からないんですよね。店舗が事業主体になるのか。事業主体がどこか分からなくてこんな実験したって全く意味がないわけやから、やっぱりそのところを詰めてやっていく必要があるんじゃないで

すかね。事業主体をどこに置くかというのが一番大事だろうと思うから、そこはもっと詰めてください。

吉富委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 別にないようですので、これで商工労働部関係の審査を終わりますが、ここで、一言私からお礼を申し上げます。

〔吉富委員長挨拶〕

〔高濱商工労働部長挨拶〕

吉富委員長 これをもちまして商工労働部関係の審査を終わります。

執行部は御苦労さまでした。

〔商工労働部退室、企業局入室〕

吉富委員長 これより企業局関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査に入ります。

第14号議案平成31年度大分県電気事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

姫野総務課長 第14号議案平成31年度大分県電気事業会計予算について説明します。

議案書では113ページから154ページにかけて提案していますが、説明はお手元にお配りしている説明資料で行います。

それでは、1ページの平成31年度大分県企業局（電気・工水）当初予算（案）の重点事業の左側、電気事業を御覧ください。

大分県企業局経営戦略を踏まえて、重点事業として、発電所リニューアルの推進、地震対策の計画的実施、経年施設の適切な修繕・改良工事等の実施、一般会計の芸術文化基金積立てへの繰出しを予定しています。

それでは、これらの重点事業のうち主なものについて、3ページの写真により説明します。

まず、電気事業の写真1 芹川第一・第二発電所、写真4 別府発電所、写真5 大野川発電所を

御覧ください。四つの発電所においては、発電所の大規模改修、いわゆるリニューアルに向けた具体的な事業を実施することとしています。大野川発電所については平成32年度末の完成を目指し、本年度に引き続き計画どおりに建設工事を実施します。別府発電所は平成36年度末の完成を目指し用地測量を、芹川第一及び第二発電所は平成40年度末の完成を目指し、リニューアルに向けた概略及び基本設計を実施することとしています。なお、リニューアル後は固定価格買取制度（FIT）により売電を行う予定としています。

続いて、写真2を御覧ください。本年度から実施している北川ダムに引き続き、来年度からは芹川ダムの水位等の情報を収集し、流入量等を計算する装置及び放流自動警報装置の更新工事に着手し、今後のダム管理に万全を期します。

続いて、写真3を御覧ください。大野川発電所の導水路にある三重川水管橋外面塗装等工事ですが、本導水路は昭和井路土地改良区との共有施設であることから、中部振興局が基幹水利施設保全対策事業として塗装工事を行い、企業局分相当額を負担するものです。

最後に、写真6を御覧ください。大野川発電所の取水口にあります百枝沈砂池において、大野川発電所のリニューアルにあわせて耐震化工事を行うこととしています。

それでは2ページにお戻りいただき、平成31年度大分県企業局当初予算（案）の概要の左側、電気事業会計を御覧ください。

ただいまの重点事業に掲げた事業費などを反映させた予算案です。

まず、業務の予定量ですが、1の年間販売電力量は、1億9,369万7,540キロワットアワーを予定しています。2主たる建設計画に記載したものは、さきほど御覧いただいた重点事業のうち、主な建設改良工事を抜き出したものです。

次に、その下の表、収益的収入及び支出を御覧ください。左側の支出の欄の下から二つ目の4特別損失に大野川発電所の固定資産除却費を計上したことから、表の一番下、収入の計から

支出の計を引いた収支差額（B）－（A）は、8,696万2千円、税抜き純損失は欄外の参考に記載のとおりマイナス2億8,229万5千円を見込んでいます。なお、特別利益及び特別損失を除いた経常利益は9,147万3千円の黒字を見込んでいます。

また、下の表、資本的収入及び支出を御覧ください。右側の収入の欄の一番上、1企業債において、29億800万円を計上しています。これは、発電所リニューアル事業は事業費が大きく、内部留保資金のみでの対応は困難なことに加え、従来より発電所を建設する際は企業債を借り入れてきたことから、大野川発電所のリニューアルに係る建設改良費は企業債で対応する計画としています。以上により、表の中ほどのおり、収入の計から支出の計を引いた収支差額はマイナスの14億7,815万4千円となりますが、その下のおり積立金等の各財源で補填することとしています。

以上が平成31年度大分県電気事業会計予算案です。

吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉富委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第15号議案平成31年度大分県工業用水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

姫野総務課長 それでは、第15号議案平成31年度大分県工業用水道事業会計予算について説明します。

議案書では155ページから196ページにかけて提案していますが、こちらもお配りしている資料で説明します。

それではまず、1ページの当初予算（案）の重点事業の右側、工業用水道事業を御覧ください。

い。

電気事業と同様に、経営戦略を踏まえて、重点事業として、給水ネットワークを用いた隧道点検、地震（津波）対策の計画的な実施、IoT、AI等の活用による業務の効率化・高度化、老朽化管路の更新、経年施設の適切な修繕・改良工事等の実施、一般会計の企業立地促進等基金積立てへの繰出しを予定しています。

これらの重点事業のうち主なものについて、4ページの工業用水道事業関係の写真で説明します。

左上の写真1の矢印でお示ししている箇所を御覧ください。県道大在大分港線の地下に埋設している管路ですが、昭和48年に設置し、布設から45年経過しており、腐食が心配されることから損傷調査を行い、必要と判断した箇所の補修を実施します。これ以外の管路についても、今後計画的に調査していく予定です。

写真2は大津留接合井をドローンで上空から撮影したものです。大野川から取水した川の水は、写真左にある大津留水管橋から大津留接合井を通り、右側の大津留浄水場内へと誘導されていますが、この接合井の耐震化工事を実施するにあたっては接合井から水を抜く必要があるため、来年度はバイパス管等を整備する予定です。

写真3は判田浄水場内にある総合管理センターから判田、大津留の両浄水場を遠隔操作するための監視制御用サーバーです。平成21年に設置し、設置から9年経過しており、補修部品の生産終了等により維持管理が難しくなってきたことから、来年度は設備の一部更新を予定しています。

続いて、右上にある写真4を御覧ください。平成30年度当初予算で議決をいただいた債務負担行為により、大分市青崎地区にある6号地へ立地する企業が工業用水を受水できるように配水管を布設している状況であり、今年の7月末に完成予定となっています。

写真5は工業用水道の管路の補修資材を備蓄するための倉庫です。東日本大震災の被災事例を踏まえ、管と管の接続部分を早急に補修する

ための資材を購入し、保管する予定です。

写真6は隧道の点検状況です。平成28年度に完成した給水ネットワーク施設を運用することで、平常時においても企業への送水を停止することなく隧道の点検や補修が可能となりました。来年度は矢印でお示ししている送水隧道片野・池の上線を点検する予定です。

2ページにお戻りいただき、平成31年度大分県企業局当初予算（案）の概要の右側、工業用水道事業会計を御覧ください。

ただいまの重点事業に掲げた事業費などを反映させた予算案です。

まず、業務の予定量ですが、1の給水事業所数は、今年度と同じ43事業所を予定しています。

2の年間総給水量は、2億241万6,300立方メートル、3の1日平均給水量は、55万3,050立方メートルを予定しています。

その下の表、収益的収入及び支出を御覧ください。

表の一番下、収入の計から支出の計を引いた収支差額（B）－（A）は1億8,482万4千円、税抜き純利益及び経常利益は欄外の参考に記載のとおり、1億7,542万円の黒字を見込んでいます。

また、資本的収入及び支出ですが、表の中ほど、収入の計から支出の計を引いた収支差額は、マイナス14億9,707万3千円となりますが、その下のとおり各財源で補填することとしています。

以上が平成31年度大分県工業用水道事業会計予算案です。

吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 6号地C-2地区に今度進出してきましたよね。これは43事業所の中には入っていないの。

姫野総務課長 まだ実際の操業時期が確定していませんので、取りあえず今と同じように除外しています。当初は操業が夏頃と聞いていたので7月開始予定なんですけど、ちょっと延びている状況です。

堤委員 これは第1種、第2種で単価が違うじゃない、この場合はどうなるの。

姫野総務課長 高い方の単価、15.8円を適用する予定です。

麻生委員 今ちょっと延びていると。半導体の洗浄という業態的に米中の関係で影響が大きいんですか。

姫野総務課長 はっきりした事情はこちらもちょっと分かりかねていて、延びているという状況だけしかつかめていません。（「注視しておく必要があるでしょうね」と言う者あり）

吉富委員長 ほかに御質疑等はありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

吉富委員長 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

吉富委員長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より諸般の報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

鈴木工務課長 平成30年度の企業局主要事業の実施状況について報告します。

まず、電気事業について、説明資料の5ページをお開きください。

大野川発電所リニューアル工事の進捗状況です。企業局で一番古い大野川発電所は運転開始から65年を経過したことから、電力の固定価格買取制度（FIT）を活用し、発電所のリニューアルに着手しています。

資料左上は、コンピュータグラフィックで作成したリニューアル計画の完成予想図です。図の一番上にお示した上部水槽から導いてきた水は、新設する水圧鉄管を通り発電所建屋内の

水車発電機で発電に使われた後、放水路から大野川本線に放流します。

水圧鉄管の左側に2本ある余水路は、発電を止めたときなどに上部水槽から流れてくる水を河川に放出する設備ですが、これは既設の水圧鉄管を再利用することとしています。

資料の左下、2の工程です。

現地における工事の工程ですが、現地工事は今年度から3年間を予定しており、今年度は上から2段目、水圧鉄管の土工として斜面掘削を、また、余水路・減勢工・放水路も掘削等を行っています。その下、発電所建屋では上物の撤去や地下部の掘削を、上部水槽を飛ばして一番下の水車発電機では、既設機器の撤去を行ったところです。

来年度から再来年度にかけて、水圧鉄管の据付けや余水路・減勢工などの設置、発電所建屋の建設、水車発電機の据付けを行い、発電所の総合試験後の2021年4月に運転を再開する予定です。

資料右側を御覧ください。3の現場の状況ですが、上に比較用として工事着手前の旧大野川発電所の状況を、下に先月6日時点の状況を掲載しています。

発電所建屋は地下部分まで撤去を進めており、減勢工は基礎部分の工事に着手しています。斜面掘削についても上段の着手前と比較して進んでいることが御覧いただけます。

今後とも工事の安全に万全を期し事業を進めていくこととしています。

続いて工業用水道事業の状況について報告します。資料は6ページです。

給水ネットワークを用いた隧道点検の実施状況について説明します。

平成29年4月から運用を開始した給水ネットワークは、送水トンネル等に事故が発生した場合でも他のルートからバックアップできるようなネットワークを再構築したものです。

ネットワークを活用することで事故時のみでなくトンネルの計画的な点検・補修を行うことも可能となりました。トンネルの点検は年次計画で行うこととしており、平成29年度から5

年間を予定しています。29年度は送水系統の最も上流に当たる揚水隧道を点検し、異常がないことを確認しました。

今年度は図の中央、紫で示している送水隧道火振・志村線を断水し、詳細な点検を実施しました。点検中は左端に緑で示した送水隧道判田・小池原線を増量し、左上黄色で囲んだ三佐配水ポンプ場にて東向きに送水することで、志村接合井より下流のユーザーに給水を継続しました。

点検の様子を右下に写真でお示ししています。点検はハンマーによる打音検査など目視によるもののほか、電磁波レーダーによるアーチ背面の空洞探査などを8.5キロメートルの全線にわたり実施しました。

点検の結果ですが、大きなクラックなどの緊急に対策を必要とする変状は発見されませんでした。ひび割れについては、主にコンクリートの経年劣化が原因であると考えられますので、今後注意深く観察していきたいと思います。補修については、工法等を検討の上、計画的に実施したいと考えています。

来年度の点検は中央下にオレンジで示した送水隧道片野・池の上線を計画しています。その後は送水隧道判田・小池原線、導水隧道片野・尾崎線の順に計画しています。点検と補修を着実に実施することで、安定供給に努めたいと考えています。

吉富委員長 ただいまの報告について、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 別にないようですので、これで企業局関係の審査を終わりますが、ここで、一言私からお礼を申し上げます。

〔吉富委員長挨拶〕

〔神企業局長挨拶〕

吉富委員長 これをもちまして企業局関係の審査を終わります。

執行部は御苦労さまでした。

〔企業局退室、労働委員会事務局入室〕

吉富委員長 これより、労働委員会関係の審査に入ります。

まず、第1号議案平成31年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

飯田労働委員会事務局長 労働委員会関係の当初予算について説明します。平成31年度予算に関する説明書の216ページをお開き願います。

労働委員会が関係する歳出科目は、第5款労働費第4項労働委員会費で、予算合計額は、表の右上にありますように8,620万9千円です。

その内訳は、第1目委員会費1,222万9千円と第2目事務局費7,398万円となっています。

まず、第1目委員会費の内容ですが、中ほどの事業名欄に記載のとおり、委員報酬の893万3千円と運営費の329万6千円です。

委員報酬は、定例総会での審議や不当労働行為事件の審査等についての報酬です。

運営費は、委員が行う労働争議の調整や個別労働関係紛争のあっせんに係る報酬、定例総会や各種会議への出席旅費など、委員の活動に要する経費です。

次に、第2目事務局費の内容ですが、中ほどの事業名欄にありますように、給与費が6,551万5千円と運営費が846万5千円となっています。

給与費は事務局職員の人件費、運営費は非常勤職員に係る経費のほか、事務局が行う不当労働行為事件、労働争議の調整事件等の調査や各種ブロック会議への出席等に要する事務的経費です。

吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 別に御質疑等もないので、これで

質疑を終わります。

これより、さきほど審査しました商工労働部関係部分とあわせて採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

吉富委員長 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

吉富委員長 賛成多数であります。

よって、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より諸般の報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

飯田労働委員会事務局長 平成30年の不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況について、報告します。

商工労働企業委員会資料の1ページをお開き願います。

始めに、1不当労働行為事件の審査ですが、不当労働行為とは、労働組合員であることを理由とする解雇その他の不利益取扱いや正当な理由なく団体交渉を拒否するなど、労働組合法で禁止されている使用者による労働者の団結権を侵害する行為のことであります。労働委員会は、労働組合又は労働者からの救済申立てを受け、民事裁判と同様に調査や証人尋問により審査し、命令（救済命令又は棄却命令）を発出したり、一方で和解の勧奨も行います。

平成30年は、継続案件1件と新規申立ての2件、合計3件を取り扱いました。

まず、平成29年第1号についてです。

これは、事件の概要にもありますが、管理職から降格され賃金を切り下げられた申立人組合員が、賃金回復等の団体交渉を途中で拒否され、ストライキの実施などを経て、解雇された案件

です。

29年8月に団体交渉の実施、解雇の撤回と原職復帰等を求め救済申立てがあり、本年1月に結審し、現在、命令書を発出するための準備を進めています。

一方で、結審前から、円満解決を目指し、和解成立に向けた調整にも鋭意取り組んでいるところです。

次に、その下の平成30年第1号についてです。

これは、温泉施設の管理を受託している法人の下で施設の管理業務を行っていた申立人組合員が、未払賃金の請求等を求め、一旦は団体交渉を行ったが、その後、法人側から雇用関係ではなく業務委託関係であるとして団体交渉を拒否された案件です。

30年3月に団体交渉の実施等を求め救済申立てがありました。調査等を終え、本格的な審問に入る前の段階で、申立人側は未払賃金の支払を求める民事訴訟を起し、当委員会に対し、10月末に取下げ書が提出され、終結しました。

次に、その下の平成30年第2号についてですが、これはただいま説明した第1号と関連するもので、同じ申立人から、温泉施設の管理を委託している団体が労働組合法上の使用者に当たるとして、団体交渉の実施を求め救済申立てがあったものです。第1号と同じ10月に取下げ書が提出され、終結しました。

次に、2ページを御覧ください。

2調整事件の（1）労働争議の調整です。労働争議の調整は、労働組合と使用者との間で労働紛争が発生し、自主的な解決が困難な場合、労使いずれか一方又は双方からの申請に基づき、労働委員会が公正・中立な立場で調整し、話し合いによる円満な解決を図るものです。

平成30年は、新規2件を取り扱いました。

まず、平成30年第1号ですが、これは懲戒解雇された法人の元職員から依頼され、業務に関係のない文書を勤務時間中に他の職員に配付したとして戒告処分を受けた申請者組合員が、処分の撤回を求めた案件です。

30年3月にあっせん申請があり、調査等を

経て、7月に粘り強くあっせんを行いました、一方で懲戒解雇された元職員の訴訟が継続していることもあり、双方の歩み寄りが見られず、労働委員会としてこれ以上の調整は望めないと判断し、打切りとしたものです。

次に、平成30年第2号です。

これは使用者からの申請ですが、無断欠勤等を理由に解雇した元従業員から、労働組合を通じて解決金の支払等を求められたことに対し、使用者が解決金の減額を求めたものです。

5月にあっせん申請があり、労働組合側に対しあっせんを応諾するよう説得しましたが、組合側からは労働審判を申し立てるので応諾はできないとの回答があり、不開始となったものです。

続いて、(2)の個別労働関係紛争のあっせんです。これは個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づくもので、個々の労働者と使用者との間の労働紛争について、労働争議の調整と同様に円満な解決を図るものです。

平成29年第2号は、会社側から経歴詐称を理由に入社祝い金の返還と自主退職を強要された申請者が解雇の撤回等を求めた案件です。29年9月にあっせんが申請され、30年1月にあっせんを実施し、粘り強く説得した結果、入社祝い金の返還を免除することで双方が合意し、円満解決しました。

実施状況の報告は以上ですが、説明した事案を含めて平成30年の1年間の活動を大分県労働委員会会報に取りまとめているので、後ほど御覧いただければと思います。

吉富委員長 ただいまの報告について、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 別にないようですので、これで労働委員会関係の審査を終わりますが、ここで、一言私からお礼を申し上げます。

〔吉富委員長挨拶〕

〔飯田労働委員会事務局長挨拶〕

吉富委員長 これをもちまして労働委員会関係の審査を終わります。

執行部の皆さまは御苦労さまでした。

〔労働委員会事務局退室〕

吉富委員長 それでは、内部協議に入ります。

始めに、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

今期定例会は、今月15日をもって閉会となりますが、現委員は、議員の任期である4月29日まで委員として在任することになります。

したがって、お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉富委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにいたします。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 別にないようですので、最後に私から、一言挨拶申し上げます。

〔吉富委員長挨拶〕

〔油布委員挨拶〕

吉富委員長 これをもちまして、商工労働企業委員会を終わります。

お疲れさまでした。